

## 不動産取引紛争事例等調査研究委員会（第318回）検討報告

### 買主に購入目的・年収を偽らせて銀行に住宅ローンを申込みよう指示し投資用マンションを購入させた売主業者及び同取締役に、融資銀行が負った損害について損害賠償責任を認めた事例

< 損害賠償等請求事件 >

東京地裁 令和2年3月6日判決

平30（ワ）28180号 ウエストロー・ジャパン

## 調査研究部

（調査研究部調査役：笹谷 直生）

### はじめに

第318回の委員会では、偽った住宅ローン申込による融資実行により、損害を受けた銀行による損害賠償請求を全て認容した事例（東京地裁 令和2年3月6日判決）を取り上げた。

#### < 事案の概要 >

本件は、住宅ローン借主（後に自己破産を検討）と売主業者取締役が共謀して、収入やマンション使用目的を偽った住宅ローン申込を行い、これに基づいて実行した融資が回収不能となり、損害を受けたとして、融資銀行が、当該業者取締役には不法行為に基づき、業者には使用者責任に基づき残債務の支払を求めた事案である。

同取締役の不法行為、売主業者の使用者責任を認め、融資銀行の請求が全て認容された。

委員会では、ローンの虚偽申告を行ったことを知った買主の対応についてや、買主の責任程度・業者から買主に対する求償について意見交換が行われた。詳細は「委員会における指摘事項」（144頁）を参照していただきたい。

また、委員会に先立ち行われたワーキンググループ（不動産事業者、行政庁等で構成）でも、本事例等を踏まえ、ローン書類の取扱いの実務、虚偽申込に業者が加担した場合の影響等について報告がなされたので、一部紹介する。

#### < ワーキング意見 >

実務的に、買主のローン申込手続きに関し、売主業者や媒介業者はどのような作業をしているか

- ・基本的には、書類の預かり・取次を行っていて、必要書類の有無のチェック程度は、行っている会社が多い。  
売主業者が、買主のローン借入に関し、虚偽申込に加担した場合、かかる影響はどの範囲・程度まで及ぶと考えられるか。
- ・金銭消費貸借契約は当然、売買契約の正当性にも及ぶと考えられるのではないか。
- ・民法・消費者契約法等によって契約解除・損害賠償請求等考えられるのではないか。  
一般的に、売主業者あるいは媒介業者が、買主に対しローンの虚偽申込を教唆した場合、買主と当該業者では、いずれの帰責性が強いと考えられるか
- ・当該業者の方が、帰責性が強いと考えられ

るのではないか。

- ・買主については、不正性に認識の程度によるのではないかと意見もあった。

## 1. 委員会資料

< 当事者 >

[ 原告 ]

X : 法人 (住宅ローン実行銀行)

[ 被告 ]

Y : 法人 (売主 宅地建物取引業者)

Y 1 : 個人 (Y の取締役)

[ 訴外 ]

A : 個人 (買主 a (株)従業員 飲食店勤務)

< 判決の内容 >

[ 主文 ]

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、2884万4984円及びこれに対する平成27年7月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

[ 請求 ]

主文同旨

[ 裁判所の判断 ]

- 1 争点1 (Y 1 とAの共同不法行為の成否等) に対する判断

Aの本件マンション購入目的

Aは、Xに対する本件ローン契約の仮審査申込みをした平成27年6月当時から、本件マンションの購入は、居住目的ではなく、サブリースによる賃料と毎月のローン支払額の差額から収益を上げる目的であったと供述した。この点、Aは同年7月8日にXから本件ローン契約による融資を受け、その頃Yから引渡手續を受けたものであるところ、この

引渡手續の際には、Aは本件マンションに居住する意思がなく、Yにサブリースに出す予定であったものであり、本件マンションの売買契約が締結され、Xに住宅ローンの申込みが行われた同年6月から引渡手續までの期間が短く、同期間中にAの勤務先の変更など、本件マンションへの居住意思を失わせるような事実があったことは窺われないこと等に照らすと、Aの上記供述は信用できる。

そうすると、Y 1とAは、本件マンションの売買契約締結当初から、本件マンションをYにおいてサブリースすることを前提にしていたと認められる。この点、Y 1は、当初はAが居住目的で本件マンションの購入を決めたと認識していたと供述するが、上記の点に照らし採用できない。

本件ローン契約の仮審査申込み時の虚偽申告

次に、本件ローン契約は、仮審査申込書や本件ローン申込書において、収益目的ではなく自己居住目的であると申告し、年収を実際より大きく見せることによって締結されたものであるところ、Aは、このような事実に対する申告は、Y 1の指示に従ったものであると供述した。そして、Y 1自身、Aの実際の年収では住宅ローンの審査を通らないことを認識し、Aに説明し、同人のために年収を「上乘せする」手法をAのために手助けしたと供述していること、本件当時、Aがそのような手法を知っていたことは窺われず、Xの住宅ローンの受付基準に沿うような具体的金額はY 1でなければ分からなかったといえること、入金がないのに手付金100万円の領収証が発行されるなど、本件のスキームはY 1が主導しなければ実行できないこと等に照らすと、Y 1が年収を大きく申告するよう指示したとの供述は信用できる。また、前記のとおり、Y 1とAとの間では、本件マン

ションを収益目的で購入することは前提となっていたと認められることから、本件マンションの購入目的についても、Y1がAに事実反する申告するよう指示したとの点の供述は信用できる。

#### Y1の不法行為

以上によれば、Y1は、本件ローン契約の申込み当たり、Aに指示して、自己居住目的であるとか、前年税込年収が476万円であると事実反する申告させたと認められる（この点に反するY1の供述は採用できない）。そして、Xのような金融機関にとって、融資対象の不動産売買の目的や借主の返済能力は、融資の判断に当たって重要な事項であるから、この点を偽ることは、Xの融資判断を誤らせるおそれの高い行為であり、Xに対する不法行為を構成すると認められる。

#### Yの使用者責任

また、Y1は、Yの営業を担当していた同社の取締役の地位にあった者であり、Yのために本件マンションをAに売却したものであるから、本件マンションの購入のために必要な住宅ローンについての事務も、Yの業務に関する行為に当たる。この点は、Xに対しYの他の従業員が住宅ローンの取扱業者として本件ローン契約の申込みに関わっていたこと、Yが住宅ローンに関する事務の手数料をAに請求していたことなどに照らしても明らかである。

そうすると、Yは、Y1の前記不法行為について、民法715条の使用者責任を負うと認められる。

なお、Yらは、X担当者は、本件ローン契約の申込みにおいて、年収等に事実反する記載がされていることを認識していたか、認識し得たものであり、Xが錯誤に陥ったことはないことを主張する。しかしながら、Yらの主張を裏付ける的確な証拠はなく、採用でき

ない。

また、Yらは、Xが、Aの必要とする金額にかかわらず、Aの希望額について融資を行っていて、売買契約書や収入書類が形式的なものとして認識していたとも主張するが、Xは、Aの申告に基づき、同人が必要とする額の限度で3080万円を融資したと認められるから、Yらの主張には理由がない。

#### 2 争点2（損害額等）に対する判断

前提事実によれば、Xは、Y1の不法行為がなければ、Aに対し3080万円を融資することはなかったと認められる。そして、Xは、これまでに195万5106円を回収したが、現時点において、Aは本件ローン契約に基づく債務を弁済できる見込みがなく、弁護士に依頼して破産手続開始申立てを検討していると認められる。そうすると、Xが主張するとおり、Xは融資額と回収額の差額2884万4894円の損害を被っていると認められる。

この点、Yらは、不必要な額の融資をしたこと、担保価値を過大に評価し、これを大きく超える額を融資したことが、Xの損害を拡大させたものであるから、過失相殺が認められるべきと主張するものである。しかし、Xが不必要な額の融資をしたと認められないことは、前記1に判示したとおりである。また、Xは、本件マンションの担保価値を当時2200万円と評価したと認められるところ、弁論の全趣旨に照らしてこれが過大であったとまでは認められないし、本件ローン契約の融資額は担保価値の140%になるところ、金融機関の判断として、融資額が担保価値を超えてはならないものではなく、居住目的不動産であれば、担保価値を超えていても本人の返済能力を重視して担保価値の最大2倍まで融資をすることがあったというのであるから、Xの融資の判断に不合理な点があっ

たとも認められない。

よって、Yらの過失相殺の主張には理由がない。

### 結論

以上によれば、Xは、Yらに対し、不法行為又は使用者責任に基づき、損害賠償として、連帯して、2884万4894円及びこれに対する不法行為により損害が発生した日である平成27年7月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

よって、Xの請求はいずれも理由があるので認容することとして、主文のとおり判決する。

## 2. 委員会における指摘事項

ローンの虚偽申告を行ったことを知った買主の対応について

- ・借入申込時に、不実の内容（年収・資金使途等）を金融機関に申告し、借入を行ったのであれば、債務者は不法行為責任を負うことになる。
- ・借入（決済）前に申込の内容に不実があることが分かったのであれば、金融機関に対しては、

錯誤による取消（民法第95条）は認められると思われる。

公序良俗違反による無効（同第90条）や消費貸借契約解除（同第587条の2）も考えられよう。

また、この場合には貸主は借主に損害賠償を請求できることとされているが、金融機関に損害が生じることはあまり考えられないのではなかろうか。

詐欺については、金融機関が善意の場合、民法第96条第2項により、主張できないであろう。

- ・いずれにせよ、まずは金融機関にしっかり申し出て、借入を止める方向で交渉する必要があるだろう。
- ・業者の勧めにより虚偽申込を行い、これを金融機関に申出たことによって、事情を知らない売主に違約金等を支払う必要が生じた等、買主に損害が発生したならば、業者の不法行為責任による損害賠償を請求していくことができるだろう。
- ・業者との交渉にあたっては、監督行政庁の指導監督力に、期待することもできるのではないか。

買主の責任程度、業者から買主に対する求償について

- ・共同不法行為者間の求償の問題である。過失割合や責任割合に応じて負担割合が決まってくるが、買主の諸事情が影響を及ぼすことになるだろう。

## 3. 参考資料

（委員会資料より一部抜粋）

平成27年6月8日付 土地付区分所有建物売買契約書（抜粋）

1. 売買の対象となる不動産の表示  
（略）

2. 引渡し

引渡予定日 平成27年7月15日予定

3. 売買代金の支払方法

物件代金 ￥30,800,000円也

（内消費税等） ￥924,000円也

手付金 契約締結時 ￥1,000,000円也

残代金 ￥29,800,000円也

残代金内訳

斡旋ローン ￥29,800,000円也

売主 Y

買主 A

第19条（住宅ローン利用の特約）

買主が本物件の売買代金の支払のために金融機関から借入を行う場合は、以下の原則に従う。

- 1．買主は、本契約締結後は売主に従い、且つ協力して各金融機関への借入手続を速やかに行わなければならない。
- 2．買主が売主指定の金融機関を利用せず「買主の都合による金融機関」（社内融資、取引先銀行等）により借入を行う場合には、買主は自己の責任において速やかにその手続をおこなわなければならない。
- 3．各金融機関よりの融資実行に際しては、特別な事情がない限り、売主がその「融資金を代理受領」して売買代金に充当する。
- 4．買主が売主の協力を得ても各種金融機関よりの融資が得られず、またそれに代わる資金手当てが出来なかった場合は、当然本契約は解除となり売主は既に受領済みの金員を買主に無利息で返還するものとする。但し、前記2．の場合、並びに買主の「虚偽の申告」又は「勤務先を変更」した為に融資が得られなかった場合にはこの限りではない。
- 5．第7条2項の履行に際して所有権移転登記申請と同時に融資が実行されない場合には、買主は自らの負担による「つなぎ融資」により売主に残代金を支払う。

第7条(所有権移転の時期及び登記手続き等)

- 1．売主は売買代金全額を受領と同時に本物件について、買主と協力して買主又は買主の指定する者の名義に「所有権移転登記」等の申請手続きをすること。  
但し、この登記に要する費用は買主の負担とする。
- 2．買主は、本物件の売買代金の支払いのため住宅ローン等の融資を利用する場合、これに係わる抵当権の設定登記が完了し、売主が

当該資金を受領するまでは買主は「用益物権」、「担保物件」、その他の権利（抵当権等）の設定等を一切行えない。

- 3．各登記手続きは、いずれも売主が指定する司法書士・土地家屋調査士が行うものとする。
- 4．本物件の管理責任は、本物件の引渡しと同時に売主から買主に移転する。

平成27年6月8日付 重要事項説明書  
(抜粋)

24．金銭貸借の斡旋の内容

融資の斡旋 提携ローン等の斡旋ローン、フラット35等の公的融資およびつなぎ融資の諸手続きに関しては売主指定する方法によりお手続きください。なお、当該融資実行時期は売主の定める日とし、適用となる金利は融資実行時の金利となります。

斡旋の内容 金融機関等 都市銀行（提携・非提携）

借入額	3,070万円
利率（年）	2.475%
借入期間	35年
返済方法	元利

融資の金利条件につきまして斡旋ローンは融資実行時となりますので、ご契約時と異なる場合があります。

適用の優遇金利につきましては、お申込金融機関や買主の諸条件により異なります。

金銭の貸借が成立しない場合の措置  
本重要事項説明書「18．契約の解除に関する事項 融資利用の特例による解除」に基づくものとします。

18．契約の解除に関する事項  
融資利用の特例による解除

買主がフラット35等の公的融資、売主の斡旋する提携ローン等の斡旋ローンを利用する場合、借入のために必要な手続を行ったにもかかわらず買主の責めに帰すことのできない事由により引渡しまでに融資実行が行われないことが確定したときは、売主または買主は売買契約を解除することができるものとし、買主および売主は、互いに違約金および損害賠償を請求しないものとします。この場合、売主は買主に対し受領済の金員を無利息にて返還いたします。但し、買主が売主または売主が指定する業者との間で本物件に関するオプション契約を締結している場合は、買主は当該オプションの費用ならびに本物件を原状に復する費用を支払わなければなりません。

なお、申込内容の変更その他以下の買主の責めに帰すべき事由により当該住宅融資が実行されない場合は、融資利用の特例による解除はできません。

#### 自己都合退職・転勤

本物件売買代金および諸費用充当資金以外のローンの申込・借入・増額・保証引受け等。

買主が売主の指定する期日までに融資実行に必要な手続を行わない場合。

融資承認条件の不履行等。

#### 参考裁判例

##### 1 . H12.11.27 東京地裁 RETIO49-089

○不動産販売業者の従業員が、不動産の買主が実際の売買代金より高額で買い入れ手付金を支払ったかのような内容虚偽の売買契約書及び住宅ローン保証委託申込書等を作成し、金融機関及び連帯保証した保証会社を欺罔して融資を実行させた場合において、保証会社が借入金債務につき連帯保証をして弁済を余儀なくされたとして不動産販売業者に不法行為責任が認められた事例。

##### 2 . H27.3.18 東京地裁 RETIO102-110

○不動産取引や投資経験のない者の知識不足につけこみ、投資用不動産にもかかわらず、住宅ローンを組ませ、不当に高額な価格で購入させた媒介業者の従業員の不法行為責任、当該媒介業者の使用者責任が認められた事例。

##### 3 . H26.10.30 東京地裁 金融・商事判例 1459-052 RETIO98-116

○婚活サイトで知り合った者からの悪質な勧誘により投資用マンションを購入した買主が、投資勧誘した者に対し不法行為に基づく損害の賠償を求め、融資をした金融機関に対しては、金銭消費貸借契約に基づく返還債務の不存在の確認を求めた事案において、勧誘行為者の不法行為責任は認められたが、金銭消費貸借契約の取消し及び無効主張は否認した事例。

##### 4 . H11.4.28 大阪高裁 RETIO46-081

○建売住宅の買主が、販売代理業者に住宅ローンの水増し融資を依頼して、虚偽の契約書により住宅保証保険契約を締結し、その返済を怠ったため、保険会社が保険金を支払った事案において、保険会社は申込者の申告を信頼して事務処理をすれば足り、また、違法な欺罔行為に加担した者が過失相殺を主張することは信義則上許されないとして、販売代理業者の不法行為責任を認めた事例。

##### 5 . H10.3.12 広島地裁 RETIO41-088

○中古マンションの売買に際し、媒介業者が、買主と結託して代金を水増しした虚偽の契約書を作成した結果、住宅ローン保証保険金を支払わされたとして、損害保険会社が、媒介業者に不法行為による損害賠償を求めたのに対し、媒介業者に支払済みの保険金全額の賠

償を命じた事例。

6 . H7.7.7 最高裁 金融法務事情1436-031  
RETIO33-047

○住宅ローンの借入に関し、借主の名義貸しを銀行の貸付担当者が知っていたときは、消費貸借契約上の貸主としての保護を受けるに値せず、民法第93条ただし書の類推適用により、その返還を求めることができないとされた事例。

7 . H11.11.11 大阪高裁 判例時報1721-147

○住宅ローンに際し締結された団体信用生命保険において、住宅ローン債務者には過去に入院歴等があったものの、団体信用生命保険申請用の質問書の該当欄を空欄にしたままその旨を記載しなかったことが、告知義務違反とされ、上記保険契約の保険会社からの解約が認容された事例。

参考法令等

1 民法

(公序良俗)

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

(錯誤)

第九十五条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

- 一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤
- 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。

二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

(詐欺又は強迫)

第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

(消費貸借)

第五百八十七条 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

(書面とする消費貸借等)

第五百八十七条の二 前条の規定にかかわらず、書面とする消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。

2 書面である消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、貸主は、その契約の解除によって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。

3 書面である消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。

4 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、前三項の規定を適用する。

#### (使用者等の責任)

第七百十五条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

#### <おわりに>

本件は、いわゆる「かきあげ」によって紛争となった事例である。

まずもって、かかる行為を無くするためには、各当事者が、コンプライアンスの意識を高く持ち、行動することに徹することが第一であろうと思われる。

投資用物件やローンのトラブルについては、当機構あての電話相談でも、同様の話をきくことがある。

買主にとっての対応策として、委員会における指摘事項は、参考となろう。

本件議論は、実務上も示唆に富む内容であったと思われる。



## [時系列]

年月日	内容
平成 27 年 4 月ないし 5 月頃	・ A は、Y 1 から本件マンションの購入を勧められた。
平成 27 年 6 月 8 日	・ A は、Y 1 とともに本件マンションを内見し、Y との間で、3080 万円で購入する旨の売買契約を締結した。
平成 27 年 6 月 19 日	・ 上記売買契約に関し、Y から X〇〇支店宛てに、A を申込者とする本件マンション購入資金についての住宅ローン仮審査申込書と、A 名義の平成 26 年分の源泉徴収票がファクシミリ送信された。同申込書には、A の前年税込年収は 476 万円と記載されており、同源泉徴収票にも、A の税込年収は 476 万円余りである旨が表示されていたが、実際の A の平成 26 年の税込年収は 316 万円余りであった。
平成 27 年 6 月 25 日	・ X の住宅ローン仮審査を通過したことから、A は、X〇〇支店において住宅ローンの本申込みを行った。A は、住宅ローン借入申込書（兼）協議書（以下「本件ローン申込書」という。）を作成し、同申込書の前年税込年収欄に「476 万円」と書き込み、資金使途の利用目的欄の「本人居住用」の選択項目に丸印を記入した上、X に対し、本件マンションの購入資金として 3080 万円の住宅ローンの融資を申し込んだ。 また A に同行していた Y の担当者は、X に対し、A の平成 26 年の給与収入金額が 476 万円余りである旨記載された〇〇市長作成の市民税・都民税課税証明書を提出した。
平成 27 年 7 月 6 日	・ A は、〇〇市長に対し、同日住所を本件マンションに異動した旨の届出を行ったが、実際には従前の住居に居住し続けた。
平成 27 年 7 月 7 日	・ X は、A が本人居住目的で本件マンションを購入する予定であること、前年税込年収が約 476 万円であることを前提に、A に対する 3080 万円の住宅ローンの融資を実行することを決定した。（以下、この融資にかかる金銭消費貸借契約を「本件ローン契約」という。）
平成 27 年 7 月 8 日	・ X は、X〇〇支店に開設された A 名義の預金口座に同額を入金した。 本件ローン契約の内容は以下のとおり。 (ア) 借入金額 3080 万円 (イ) 当初借入利率 1.075% (ウ) 毎月返済額 8 万 8024 円

	<p>(エ) 第1回返済日 平成27年8月12日</p> <p>(オ) 第2回以降返済期日 毎月12日限り</p> <p>(カ) 最終返済日 令和32年7月12日</p> <p>(キ) 返済回数 420回</p>
平成27年7月8日頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Aは、本件マンションの購入代金を上記ローンでYに支払い、本件マンションの所有権を取得した。Y1は、Aに対し本件マンションの引渡手続を行ったが、その際、Aが本件マンションに住む予定がなく、今後YがAから賃借して第三者にサブリースする予定であったため、本件マンションの鍵を現実に交付することはせず、そのまま預かった。</li> </ul>
平成27年8月12日～平成30年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Aは、Xに対し、合計31回にわたり、本件ローン契約について189万8811円を弁済したが、これ以降弁済をしていない。</li> <li>・なお、Aは、本件マンションの鍵を現実に受領したことはなく、その管理をY1に委ねており、本件マンションには一度も居住したことがない。</li> </ul>
平成28年2月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AとYは、本件マンションのサブリース契約を締結した。その後、YからAに対し、複数回サブリースの賃料が振り込まれた。</li> </ul>
平成28年6月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Aは、Y1から、Xが本件ローン契約につき目的等を問題にしているため、本件マンションを売却して本件ローン契約の残債を返済することを勧められたが、結局売却はしなかった。</li> <li>・Aは、Y1より、さらに〇〇区に所在するマンションの一室の購入を勧められ、〇〇の融資を受け購入し、Yとサブリース契約を締結した。</li> </ul>
平成29年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Aの上記〇〇に対する弁済が滞ったため、〇〇区物件について競売手続の申立てがされた。</li> </ul>
平成30年5月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Aは、Xに対し、代理人を通じて自己破産を検討している旨を通知した。</li> </ul>
平成30年6月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Xは、本件ローン契約について期限の利益を喪失させ、本件ローン契約の残債務額とA名義の預金口座の残高5万6295円を相殺した。</li> </ul>
平成30年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Xは、Yらに対し本件を提訴した。</li> </ul>
令和2年3月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件判決</li> </ul>